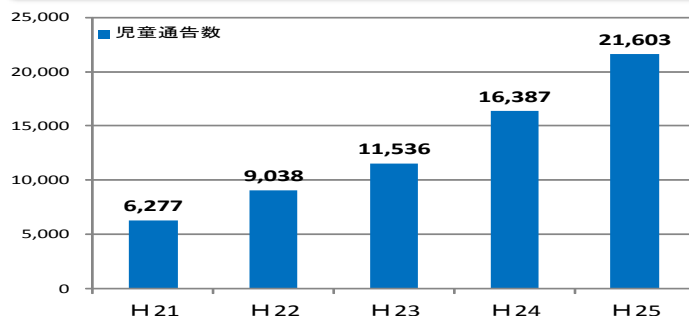


警察庁における児童虐待への対応

資料 5

1 児童虐待の検挙状況等

警察からの児童相談所への通告児童数



児童虐待事件の検挙状況

	H21	H22	H23	H24	H25
検挙件数	334	352	384	472	467
身体的虐待	234	270	270	344	334
性的虐待	91	67	96	112	103
怠慢・拒否	9	15	17	10	14
心理的虐待	0	0	1	6	16
被害児童数	346	360	398	476	475
死亡児童数	28	33	39	32	25

※無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

- 警察から児童相談所に通告した児童数は増加し、過去最多
- 児童虐待事件の検挙件数は、引き続き高水準

2 警察における対応の基本

- 児童の安全の確認と安全の確保を最優先とした対応の徹底
- 児童の早期保護に向けた関係機関との連携の強化
- 厳正な捜査と被害児童の支援
- 情報の集約と組織としての的確な対応

取組の強化

- ★ 児童の安全を直接確認するため、最大限の対応を徹底
- ★ 児童相談所との連携を一層強化
 - ・ 緊密な情報交換、研修への協力、人事交流等
- ★ 少年警察部門に情報を集約、危険度・緊急度を的確に判断して迅速に対応
- ★ 事態の深刻化を防ぐため、迅速的確に事件化判断
- ★ 虐待の早期発見等に資するため、部内教養の徹底と関係部門等における情報共有

児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護の推進

3 具体的取組

(1) 児童相談所との連携強化

～安全確認業務の向上、警察・児相の相互理解構築～

○ 児童相談所における研修への協力

- ・ 立入調査や臨検・搜索の合同研修
(令状請求手続の履行演習、実践的なロールプレイ方式)

○ 人事交流の推進

- ・ 警察官、警察官OBの児童相談所への派遣等
平成26年4月1日現在 162人
(警察官：20人、警察官OB：142人)



(2) 警察における対応力の強化

～体制の確立、部内教養の推進等～

○ 人身安全関連事案への体制確立

- ・ 警察本部における一元的対処体制

○ 研修会の開催

- ・ 警察大学校・管区警察学校主催(階級昇格時等)
- ・ 警察庁主催(生活安全・刑事部門合同)
- ・ 管区警察局主催(「実践塾」：ゼミ形式)

○ 全国生活安全警察関係会議等

- ・ 各都道府県警に対策の徹底を指示



研修カリキュラム例

- ・ 平成26年7月30日～8月7日
- ・ 東北管区警察学校

- 児童虐待対策
- 事例研究(演習課題)
- 児童相談所への視察
- 被害児童からの聴取技法

(3) 居住実態が把握できない児童への対応

- 事件性、危険性が高い場合には、初期段階から警察本部が確実に関与して対処